

昭和二十六年二月三日提出
質問第六二二号

少年法第六十一條（記事等の掲載の禁止）に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和二十六年二月三日

提出者 床次徳二

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

少年法第六十一條（記事等の掲載の禁止）に関する質問主意書

一 少年保護事件につき、旧少年法（第七十四條）には記事等の掲載に罰則があつたが、現行少年法には罰則が除かれている。その立法の趣旨如何。

二 新聞社は、往々少年保護事件をスクープし、紙上に記事等を掲載するため、少年の保護、更生に支障を與えがちである。これに対する当局の見解如何。

三 少年法第六十一條に罰則を設ける立法的措置をとる意図ありや。当局の見解如何。

右質問する。